○○○ 全国堆肥センター協議会情報 ○○○

全国堆肥センター協議会の役割と今後の活動方向

1 全国堆肥センター協議会の設立

全国堆肥センター協議会は、全国の堆肥センターの組織化を図り、堆肥の品質向上、利用の拡大、堆肥センターの運営改善等の諸課題に対応して組織的な活動を積極的に展開していくことが必要であることから、都道府県に設立された堆肥センター協議会と関係中央団体が一体となって、全国的な支援活動を行うため、平成13年3月に設立された。

2 設立までの経緯

都道府県段階及び全国段階の堆肥センター協議会の設立の動きは、家畜排せつ物の適正管理及び利用促進の関する法律(平成11年法律第112号)の制定を踏まえ、平成11年10月に「堆肥センター機能強化検討委員会」(事務局:財団法人畜産環境整備機構)設置され、4回の検討を経て12年3月にその検討結果が報告書として公表されたことが出発となっています。

当時の報告書では、次のように提言され、その提言を踏まえ、現在の全国堆肥センター協議会が設立されたものです。

【報告書の提言内容】

今後、家畜排せつ物を主原料とする堆肥の生産及び利用を推進するためには、その核となる堆肥センターの機能強化が重要である。しかしながら、堆肥センターの現状を見ると、堆肥センターが個々バラバラ状態で組織化されていないこともあり、堆肥センターの運営改善や、堆肥の品質向上方策、堆肥利用の拡大方策等に関する相互の情報交換が不十分であり、このことが堆肥センターの活動の停滞や堆肥の流通が円滑に進まない要因の一つとなっている。

バーク堆肥については、全国組織として「日本バーク堆肥協会」及び「全国バーク堆肥工業会」の2団体が組織化されており、下水汚泥については、「下水汚泥資源利用協議会」が組織化されており、バーク堆肥や下水汚泥堆肥の利用促進が組織的に取り組まれており、家畜排せつ物を主原料とする堆肥の生産分野での組織的な取組みの遅れは顕著である。

このため、各都道府県に家畜排せつ物を主原料とした堆肥センターを組織化した協議会(「堆肥センター協議会」あるいは「堆肥生産流通協議会」等)を設置するとともに、これらの都道府県協議会を会員とする全国堆肥センター協議会を設置し、堆肥の利用促進と堆肥センターを巡る諸課題の解決を図る必要があり、活動内容としては、次の事項が提起された。

(1) 堆肥センター相互間の情報交換

堆肥センターの優良事例の紹介や良質堆肥化技術の紹介、効率的な堆肥センターの運営方策、堆肥の需要拡大対策等の広範な事項について、定期的な情報誌の発行やシンポジウム、研修会の開催等により、堆肥センター相互間の情報交換と技術レベルの向上を図る。

(2) 堆肥センターの機能強化対策の推進

堆肥センターの成分分析や堆肥散布機能の強化により堆肥の利用拡大を行っている事例の紹介を行うとともに、具体的な機器整備や散布体制の整備等のあり方を検討する。

(3) 堆肥のPR、品質共励会の開催、実証展示の推進

耕種農家側に堆肥の利用による土づくりへの効果や作物への効果等を実証的に示すことが重要なことから、共同での堆肥のPRや堆肥の品質共励会、実証圃を使った実証展示を行う。

(4)良質堆肥の生産のための技術対策の推進

耕種側の求める堆肥を生産するための技術研修会やシンポジウム等を開催する。

(5) 堆肥センターの環境対策(悪臭防止等)の推進

堆肥センターが抱えている環境上の問題点(臭気問題等)の改善策を検討する。

(6) 堆肥の生産コストの低減対策等の検討

堆肥の生産コストを低減するための施設のあり方等を検討し、生産コストの低減に資する。

(7) 堆肥を使った農産物の積極的なPRの推進

堆肥を使った農産物の良さを消費者に積極的にPRすることにより、堆肥の利用促進を図る。 以上のような事項について、堆肥センター協議会が取り組むにあたっては、堆肥の需要者である耕種側との連携が不可欠であり、既存の耕種側の組織である「環境保全型農業推進協議会」 や「土づくり運動推進協議会」との密接な連携を図り、耕種と畜産が協力し、耕種側の求める良質な堆肥の生産とこれによる土づくりを積極的に推進することが必要であるとしている。

3 現在の組織概要

(1)構成団体

都道府県団体は、37道県、中央団体は、10団体で47団体で構成されている。

なお、都道府県段階で堆肥センター協議会未設置の10都県につきましては、早い時期に設立の上、耕畜連携を図りつつ、良質堆肥通の生産とその利用促進に取り組まれるよう期待しております。

(2)事業目的

全国堆肥センター協議会規約上の事業の目的として、次の事項を掲げている。

- ① 堆肥センター運営に関する情報の収集・提供
- ② たい肥の利活用情報に関する普及
- ③ 良質堆肥生産技術等の普及・啓発
- ④ 堆肥センターにおけるたい肥生産コスト低減のための調査・分析・指導
- ⑤ 堆肥センター等関係団体に対する指導・助言
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事項

4 今後の活動方向

平成16年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準が完全に施行され、法律制定後5カ年間に野積み素堀りなどの不適切な箇所を解消するため、堆肥処理施設、汚水処理施設など施設整備に関係者あげて取り組んだことから、施設面の整備はほぼ目標を達成する水準まで進んだ状況となっております。

今後、堆肥の生産流通部門におきましては、堆肥の品質向上を図り、さまざまな需要に応え、堆肥の利活用の促進を図ることが今後の活動方向となっております。

5 平成17年度事業取組状況

全国堆肥センター協議会及び都道府県堆肥センター協議会に係る助成事業としては、平成14年度から16年度まで、「堆肥センター機能強化事業」で取組んで参りましたが、平成17年度からは、堆肥の利活用を推進するために行うモデル的な取り組みについて必要な経費を助成するとともに、その成果を踏まえて、モデルの全国的な普及やシンポジウム等の開催を通じた資源循環について理解醸成を行う「資源循環型畜産モデル等確立普及対策事業」のうち「モデル普及シンポジウム等の開催等」として取り組むこととなりました。

平成17年度からの事業に係る関係通達として、①畜産環境緊急特別対策事業実施要綱(平成17年8月5日付け17農畜機第1889号)、②畜産環境特別対策事業実施要領(平成17年8月11日付け17環機第684号)が制定され、これらの通達に即して事業に取り組むこととなりました。なお、当該事業は、平成19年度までの3カ年間が予定されております。

(1)全国堆肥センター協議会の活動

全国堆肥センター協議会に係る事業としては、「資源循環型畜産モデル等確立普及対策事業」の「モデル普及シンポジウム等の開催等」のうち「モデル普及シンポジウムの開催等」の事業項目で実施していくことになりました。

(取組経過)

- ① 平成17年度全国堆肥センター協議会第1回幹事会(平成17年9月13日)
- ② 平成17年度都道府県堆肥センター協議会事務局会議(同上)
- ③ 平成17年度実施方針
 - ア モデル普及シンポジウムの開催(平成18年3月)
 - イ 全国堆肥センター協議会総会の開催(同上)
 - ウ 都道府県堆肥センター協議会台帳の改訂作業(直近時期のものに修文)
 - エ 都道府県堆肥センター基本調査の実施
 - オ 都道府県モデル堆肥センター事例調査の実施
 - (注)上記のウ、エ、オの事項については、都道府県堆肥センター協議会事務局会議時 に説明するとともに文書で連絡しております。

(2) 都道府県堆肥センター協議会の活動

都道府県堆肥センター協議会に係る事業としては、「資源循環型畜産モデル等確立普及対策事業」の「モデル普及シンポジウム等の開催等」のうち「モデル活用型耕畜連携会議等の開催」の事業項目で取組んでいくことになりました。

この事業では、都道府県段階で耕種農家や耕種部門機関が参加したモデル活用耕畜連携会議の開催を必須要件として、関連して、各都道府県堆肥センター協議会の開催及び堆肥の利用促進のための各種活動を実施することとしております。

具体的な活動事例は次のとおりで、活動に要する経費は定額助成となっております。

【都道府県堆肥センター協議会の活動事例】

- ① モデル活用型耕畜連携会議等の開催 アモデル活用型耕畜連携会議の開催(必須事項) イ各県堆肥センター協議会の開催(総会、幹事会、地域協議会、指導班会議等)
- ② モデル堆肥センターの運営実態に関する情報の収集・取りまとめ・提供 ア 情報の収集(各種会議・研修会・シンポジウム等出席、現地調査) イ 情報の取りまとめ(生産者リストの作成、堆肥マップの作成(更新含む)) ウ 情報の提供(堆肥生産利用促進に関する資料の送付)
- ③ モデル活用型耕畜連携の普及・啓発 研修会・講習会の実施、堆肥共励会の実施(たい肥成分分析含む) 畜産フェアー等イベント時の「堆肥コーナー」の設置と堆肥サンプルの配布
- ④ 堆肥センター等関係団体に対する指導 巡回指導、現地指導、副資材(モミガラ・オガコ等)の発生事業所調査堆肥生産施設の診断

なお、平成17年度におけるモデル活用型耕畜連携会議等の開催に取組んでいる県は次の18県 となっております。

岩手県、福島県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、福井県、愛知県、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県